尾張北部権利擁護支援センター 法人受任ガイドライン

1 基本的な考え方

権利擁護支援センターの役割=成年後見制度を活用した支援のコーディネート

- ・成年後見制度の利用が必要な人に、適切に制度利用につなげ、本人らしい暮らし の実現を支援することが、当センターの役割である。
- ・現時点で、後見事務は、親族のほか弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が 業として民間で行われるものであり、市町による公的後見の制度はなく、市町の 業務でないため、委託業務としてはなじまないものである。
- 一方で、民間では対応しきれないケースがあるのも事実であり、公的な責任においてセンターによる法人後見受任が必要な場合もある。
- そこで、公的なセンターによる受任が必要と認められる場合に限り、当センター が法人受任をすることとし、どのような場合にセンター受任が必要であると認め るのかそのガイドラインを設けようとするものである。
- このガイドラインは、厳格に法人受任の要件を定めるものではなく、適正運営委員会での審査の拠り所とするものであり、今後事案検討を積み重ねの中で、適切に改定していくものである。

2 センターが受任する場合の要件

- ・当センターが法人受任をするのは、センターが受任することが必要と認められる 場合であり、次の3つの基準を満たす場合である。
- (1) 福祉専門職による後見等が必要な場合であること。
- (2) 次のいずれかの事由により個人による受任が困難である場合であること。
 - ア 頻回な支援が求められる場合
 - イ 支援の枠組みが不十分もしくは再構築する必要がある場合
 - ウ 個人ではリスクが高い場合
 - エ 報酬が見込めない場合
 - オ 家族が複合的な問題を抱えている場合
 - カ 緊急性が高い場合
- (3) 公的な立場であるセンターの受任がふさわしい場合であること。

3 センター受任が必要な場合とは

(1) 福祉専門職による後見等が必要なケースであること

- ・当センターの職員は、福祉専門職であることから、福祉専門職による後見業務が必要であることが条件となる。
- ・本人が拒否的であったり虐待を受けていたりして、まだ支援の枠組みが整っていない場合など、本人の意向や身体状況を踏まえて、フォーマル、インフォーマルなサービスを組み合わせて支援の枠組みを整えていく必要がある場合。

(2) 個人受任が困難なケースかどうか。

・福祉専門職による後見業務が必要な場合であっても、個人による受任が可能 である場合は、センターが受任することは抑制的であるべきと考えられる。 しかし、次のようなケースは、法人(当センターに限らない)による後見が望 ましいと考えられる。

ア 頻回な支援が求められる場合

認知症の方等で曜日や昼夜を問わず何度も電話をかけてこられる場合や、頻回な訪問や支援が求められる場合には個人による受任は極めて困難となる。

イ 支援の枠組みが不十分な場合

いわゆる処遇困難なケースでありながら、医療や福祉の支援機関と関係ができておらず、一から支援の枠組みを作っていかなければならない場合、組織のバックアップのない個人受任では、困難が大きいと考えられる。

ウ 個人ではリスクが高い場合

個人受任した場合、後見人は氏名のみならず自宅住所も明らかになる。この ため、たとえば、本人から財産を搾取するなどして不当な利益を受けていた親 族等関係者から後見人が適正化を進める中で、逆恨みされ、脅迫行為などを被 る恐れがないとはいえない。このようなケースについては、個人では受任する ことが難しいと考えられる。

エ 報酬が見込めない場合

- ① 支援関係が確立していない場合、ていねいに訪問活動などを行なうことも多いと考えられるが、本人が支援の受け入れを拒んでいる場合など、報酬に必ずしも結びつかない場合もあると考えられる。
- ② 利用支援事業対象外であるが、収支がギリギリで預貯金も無い場合は報酬が見込めないため、専門職の受任が困難となるケース。

オ 家族が複合的な問題を抱えている場合

本人の家族が、障害者や高齢者などで必要な支援体制が出来ておらず、またその支援体制の構築がすぐには困難と思われる場合には、家族全体を見守る支援が必要となり後見業務の負担が大きくなるため、個人での受任は難しい。

カ 緊急性が高い場合

通常は、福祉専門職の場合、家庭裁判所から愛知県社会福祉士会に推薦依頼がだされるが、虐待事案等で早急に申立てが必要な場合など緊急性が高い場合は審判までの時間を短縮できるため、尾張北部権利擁護支援センターが受任候補者となることも考えられる。(必ずしも早急に審判されるとは限らない。)

(3) 公的な立場であるセンターの受任がふさわしい場合であること。

法人受任は、他の民間団体等が設立した一般社団法人や NPO 法人での受任もありうる(ただし、現時点では、当圏域での受任法人は承知していない)。

前述のとおり、当センターの委託業務に含まれないが、人件費を含め運営経費の大半を公費で負担しているセンターが受任することがよりふさわしいと説明できる必要がある。

4 センター受任が不適切と考えられる事案

(1) 相談者の不利益になる場合

相談者は、相談することで本人又は自らの利益になるとの信頼をもって、センターに相談に来ている。事案によっては、本人の利益を追求することにより相談者の利益を損なう場合もでてくる。このような場合には、相談機関であるセンターが、直接後見業務を受けることは相談機関としての信頼を失うため適切でないと考えられる。

(2) 利益相反となる場合

家族のうち2人が後見、保佐の対象となる場合に、2人の利益が相反する場合がある。たとえば、夫婦のうち夫が精神障害があるため入院しており、妻は認知症が進行しているケースでは、入院中の夫は退院して在宅生活を望み、妻は夫の入院の継続を希望していた。このように双方の利益が対立するとき、双方の後見人になり利益を調整しようとするのではなく、どちらの成年後見人等にならないことも考えられる。

(3) 法律上のトラブルがすでにある場合

すでに、法律上のトラブルが発生している場合には、原則として弁護士が成年 後見人等となり、紛争解決を行うのが適当であり、福祉専門職であるセンターが 紛争解決にあたるのは適切ではないと考えられる。 ただし、法律上の課題がある場合であっても同時に身上監護面の課題が大きい場合は、弁護士等との複数後見とすることも考えられる。

(4) センターが申立て支援を行なった場合

申立て支援は、センターの役割の一つであるが、申立て支援を行なうなかで自 らを受任候補者に設定することは、報酬を目的とした利益誘導との批判をうける おそれがないとはいえない。

このため、民間の専門職等が受任可能である場合は、申立て支援を行った場合には当センターが候補者となることは控えることとなるが、十分な報酬が期待できないようなケースや先に述べたような民間の専門職個人では対応が困難な事例では、やむを得ないと考える。

制定 平成30年6月26日 適正運営委員会議決改定 平成30年8月9日 適正運営委員会議決

付記 このガイドラインは、特定非営利活動法人尾張東部成年後見センター作成の「法人受任のガイドライン」の資料提供を受けて作成したものです。